

配偶者相続人の相続分見直しについて

草 地 未 紀

- I はじめに
- II 配偶者の相続分について
- III 中間試案について
- IV おわりに

I はじめに

2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」が可決成立し、明治時代に制定された民法が約120年ぶりに大幅改正されることとなった¹。ただし、この改正においては、契約に関するルールなど民法の財産法部分に関する改正がほとんどであり、家族法に関する部分の改正論議は別に進行している。

とりわけ、相続編についての議論は、2015年から、法制審議会民法（相続関係）部会（以下、部会という。）にて活発におこなわれてきた。2016年6月21日には「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」²（以下、「中間試案」という。）が公表され、パブリック・コメントを募集して広く意見を聴き、さらに議論を重ねたうえで、2017年7月18日には「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」³（以下、「追加試案」という。）が公表されるに至っている。

この相続編に関する改正については、「第1 配偶者の居住権を保護するための方策」、「第2 遺産分割に関する見直し」、「第3 遺言制度に関する見直し」、「第4 遺留分制度に関する見直し」、「第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」という大きく5つの論点が設定されているが、本稿では、

1 新聞等メディアでも大きく取り上げられた。たとえば日本経済新聞電子版 https://www.nikkei.com/article/DGXLASF526H06_W7A520C1MM0000/などを参照。

2 法務省HPの<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900291.html>を参照。

3 法務省HPの<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900331.html>を参照。

現在のわが国において実態として相続制度の根幹をなしていると思われる「第2遺産分割に関する見直し」についてのみ扱い、中でも、これまで当たり前のこととして語られながら、なお根拠や限度が明らかであるとはいえない「配偶者の相続分」の見直しについて検討することとする。

まず、Ⅱにおいて、現行の配偶者相続権を概観し、問題点を探る。

Ⅱ 配偶者の相続分について

(1) 配偶者の相続分の概要

わが国の民法においては、配偶者は常に相続人である（890条前段）とされ、887条または889条の規定により相続人となるべき者がいるときは、その者と同順位の相続人であるとされる（890条後段）。そして同順位の相続人がある場合の配偶者の相続分は、他の相続人が子の場合は2分の1、直系尊属の場合は3分の2、兄弟姉妹の場合は4分の3である（900条1号～3号）。

今回の改正論議においては、配偶者は常に相続人であるという前提はそのままだに、相続分について引上げをおこなうことが想定されている。しかし、配偶者が常に相続人であるということは、決して当然のことではない⁴。

1890年の旧民法においては、「生存配偶者の相続法上の地位はきわめて劣悪」であり、まず家督相続⁵については、「直系卑属、兄弟姉妹、兄弟姉妹の卑属、尊属のつぎに、生存配偶者」が家督相続人となることができるにすぎないため、「他人に優先するだけ」といった状態であった。また、遺産相続についても、被相続人に直系卑属がある場合には、生存配偶者は相続権を有しなかった（中川＝泉1992b：275頁）。1898年の明治民法においては、家督相続の場合、直系卑属、指定相続人、制限的選定相続人、直系尊属、無制限選定相続人という順位であったため、生存配偶者は、前戸主からの指定があるか、被相続人の父母または親族会により選定されるかしない限り、家督相続することはできなかつ

4 比較法的にも当然のことではない。大村（2017）62頁では、2001年改正までのフランス法が例として挙げられている。改正以前のフランス法の制度については中川＝泉（1992b）273頁参照。

5 家督相続は廃止された制度ではあるが、新しい教科書でも詳しく解説されている（大村2017：18頁以下参照）。

た（松川＝窪田2016a：31頁）。遺産相続については、旧民法と同様、直系卑属、配偶者、直系尊属、戸主の順とはいえ、直系卑属がいない場合にしか生存配偶者は相続権を有しなかった。しかもこの場合の直系卑属は、私生子でも庶子でも継子でもよいから、配偶者に相続権がまわってくることは「無に等しかった」とされる（近江2015：219頁）。

戦後、日本国憲法が制定されると、家督相続や配偶者の低い地位はこれに適合しないため、相続制度についても改正する必要がある。1947年に改正された現行の890条が「家督相続を廃して相続を遺産相続一本にし、配偶者を血族相続人と別系列の相続人としたことは、旧法における生存配偶者の相続法上の地位を180度転換させたものであり、まさに画期的意義を有する」と評価される（中川＝泉1992b：276頁）。

1947年当時、同順位相続人がある場合の配偶者の相続分は、他の相続人が子の場合には3分の1、直系尊属の場合には2分の1、兄弟姉妹の場合には3分の2であった。内田（2004）333頁によれば、「平均的家庭では夫の相続人は妻と子2人くらいだろう、ということで、それぞれが平等に相続できるように」するための割合であったという。しかし、「1960年代以降、日本の高度経済成長のもと、核家族化の進行に伴い、子の数が減少するなど、相続制度の基礎となる家族構成が変化し、また、女性の社会的地位の向上に従い、婚姻生活における配偶者の貢献を評価すべしという要請も強くなってきた」ことから、当然に相続に関する国民の意識も変化し、「そのような意識を反映させるために、配偶者が他の相続人と共同相続する場合の配偶者の法定相続分を引き上げる改正がなされた」のである（谷口＝久貴2013：141頁）⁶。こうして1980年、法定相続分に関する900条は改正され、現行の相続分割となった。

このように、配偶者には相続権が常に認められ、しかもその割合が拡大されてきたことが、わが国の相続制度の重要な特徴であるとされる（内田2004：324頁）。相続人は2類型存在し、ひとつは血族相続人⁷であり、もうひとつが配偶者である。血族相続人の相続権の根拠については、「血縁関係があるから相続する」という「血の代償説」（二宮2013：273頁）などによって説明される。ではなぜ、配偶者に相続権が認められるのであろうか⁸。

6 松川＝窪田（2016b）54頁も参照。

配偶者相続権の根拠としては、2点挙げられる。第一に、「婚姻中の財産の清算」である。たとえば、「名義上被相続人が単独の権利者になっていた財産でも、その取得や維持に生存配偶者が協力している場合が多く、したがって生存配偶者はこの財産に潜在的持分を有しているから、その清算のために、生存配偶者に相続権が認められるべき」であるという趣旨である(中川=泉1992b:276頁)。近江(2015)240頁は、配偶者が法定の血族相続人と同順位の相続人になることについて、「配偶者の家族・家庭における位置づけという、社会的視点を外して考えることはできない。すなわち、被相続人が婚姻中に形成した財産は、たとえ被相続人名義のものであっても、原則として配偶者の協力なくしては形成されなかったと考えられるからである」という。前田=本山=浦野(2017)240頁では、「夫婦別産制の下では、婚姻中に配偶者の一方が形成した財産に対する他方配偶者の協力について、婚姻継続中に財産的な評価はされない」ため、「婚姻解消時(離婚・死亡)にはじめて配偶者の一方の財産に対する他方配偶者の協力(潜在的持分)が観念され、『清算』がなされる」のであり、「離婚の場合には財産分与が、死別の場合には配偶者相続権が清算の機能を果たす」と説明されるように、離婚時の財産分与と平行に考えられる場合が多い⁹。

7 大村(2017)55-57頁は、1947年改正当時は血族相続人の第1順位は「直系卑属」であったが、1962年改正において、これが「子」と改められたことから、「財産は血統に従って直系卑属に承継されるという発想が後退し、『子』の生活保障が前面に出てきたことを意味する」という。もっとも、この改正時には「代襲相続」(887条2・3項)の規定が新設された(削除された888条を887条に取り込んだ)ため、直系卑属が相続する場合もあり、その場合には、祖先の財産を子孫が承継することになる。

8 西(2016)71頁は、「実のところ、日本ではこれまで、純粹に『配偶者』相続権の趣旨が探究されたことはないと言わなければならない」という。そして、諸外国と比較して劣悪であった明治民法下の「寡婦相続権の改善を掲げて」議論が始まったため、「現実には夫の場合も妻の場合もある生存『配偶者』は、決まって専業主婦である寡婦を意味し」、「現在に至るまで、配偶者相続権は妻の法的地位にとどまらず、より広く『婦人の法律上の地位に関する一問題として』論じられる傾向がある」と指摘する。よって、「配偶者相続権が寡婦、さらには女性一般の法的地位の指標とされ、専らそのような視点から配偶者相続権が論じられるとき、配偶者の相続人としての順位と相続分の数字だけが重要視され、その趣旨は大きな意味を持たず、顧みられることはない」のである(西2016:72頁)。

第二に、「生存配偶者の扶養ないし生活保障」である。これは、「被相続人が生きておれば、配偶者はその扶養をうけられたのに、被相続人の死亡によりこの扶養ができなくなるから、その代わりに、生存配偶者に相続権が認められている」という趣旨である（中川＝泉1992b：277頁）。現代では、「長寿化に伴い、被相続人との婚姻生活が長期にわたる場合が多くなっていることから、その間に形成された財産の清算の面からも、被相続人死亡後の配偶者の生活保障の意味においても」配偶者の権利の伸長が正当化されるのである（床谷＝犬伏2010：18頁）。

なお、「配偶者」とは、「法律上の」「現在の」配偶者であることを意味する。そのため、被相続人の生前に離婚した配偶者も、内縁の配偶者も含まれない（内田2004：334頁，近江2015：240頁，大村2017：62頁，半田他2017：215頁など）。

(2) 問題点

現行の配偶者相続権について、簡単にみてきたが、配偶者相続権には多様な問題が指摘されている。

第一に、配偶者であれば「常に」相続人となる、という点である。法律上の配偶者であれば、婚姻期間が50年でも、1年でも、極端に言えば被相続人の死の直前に婚姻したのであっても、相続権を得ることとなる¹⁰。また、同じ50年でも、最初から最後まで同居し協力し合って過ごしたカップルであるか、30年間の長きにわたって別居し、すでに婚姻が破綻した状態にあったカップルであるか、も問われることはなく、同様に扱われる¹¹。「たとえ婚姻が破綻的別居状態に陥っていても、夫婦関係解消のための調停を行っているなど離婚に向けた手続き中に夫婦の一方が死亡しても、生存配偶者の相続権には影響がない」のである（床谷＝犬伏2010：18頁）。

第二に、内縁配偶者には配偶者相続権が認められていないことである¹²。これは、「相続においては相続財産に関して利害関係を持つ第三者の取引安全も考慮しなければならず、誰が相続人かは形式的に戸籍により明らかになった方

9 内田（2004）333頁も、「離婚の際に財産分与があるのと同じ理由で、夫が死亡した場合にも一定割合の相続分が妻に確保されるのだと考えることができる」とする。

がよい」という理由からである(内田2004:334頁)。しかし、「離別による解消の場合には、財産分与の規定の類推を認めるべきだとする意見が強い」¹³ため、「内縁の場合、死別と離別とで取扱いが異なるのはバランスを欠くという批判がある」と指摘される(大村2017:62頁)¹⁴。内縁配偶者が「被相続人の死亡に際して被相続人の財産を取得するには、相続以外の方法、例えば被相続人から死因贈与や遺贈を受ける」か、もしくは、「被相続人に相続人がいない場合に特別縁故者として被相続人の財産からの分与を求める」ほかない(前田=本山=浦野2017:241頁)。

これまでみてきた配偶者相続権の根拠やそれらに関する問題点を考えるとき、気になるのは、制度の根底にある、「家族観」である。1947年と1980年に改正

10 相磯(1987)は、改正された900条が施行されてから6年間の自身の弁護経験から、すでにこの問題を指摘している。法改正に当たって想定された配偶者について、「少なくとも20代から30代で結婚して、1, 2名の子供を生み育て、少なくとも20年以上連れ添ってともに苦勞をして遺産を形成した片割れという認識」であると推測したうえで、80%は典型的な配偶者像でいけるであろうが、残りの「1割から2割ある再婚配偶者については、無条件に2分の1とすることには大きな抵抗がある。まず、遺産が長い間ともに苦勞して築いた財産ではないことが多く、また、再婚夫婦の子供はなく、お互いに前婚の配偶者との間の子供がいることが多いのではないか。遺産形成の経緯も相続人も各々異なる再婚配偶者を典型的な夫婦像と全く同一に取り扱うことは相続人間に非常な不公平感を生み、憎しみともいべき深刻なトラブルの温床となる」という。そして、「婚姻年数によるランクづけが最も合理的ではないか」といい、1980年改正にあたって1975年8月に法務省民事局が公開した中間報告の要旨に記載された「C案 配偶者の相続分についてはきめ細かい規定を設け、子の有無、人数、年齢、婚姻年数、遺産の額等に応じて相続分を定めるべきである」を是非取り入れるべきであったとして、「婚姻年数10年以内を3分の1とする二段階」を設けるよう提案する。「10年以内であっても特別に寄与した配偶者は、寄与分の請求もできるのだし、遺言の活用もできるので、なんとか不合理は是正されるし、この程度の簡単なことなら相続関係を複雑にする難点もない」と。

11 床谷=犬伏(2010)18頁は、「法律では、婚姻期間の長短を問わないので、高齢者の再婚などの場合には、きわめて短期間の婚姻により、多大な相続財産を得るときもあり、高齢者の再婚に子らが反対するなどの問題が生じている。また、いわゆる臨終婚のような婚姻意思の疑わしい事例も生じうる」と指摘する。

12 最高裁昭和42年2月21日判決民集21巻1号155頁。

13 死亡による内縁解消の場合に財産分与の規定を類推することも、判例は否定している(最高裁平成12年3月10日判決民集54巻3号1040頁)。下級審では肯定するものもある(大阪家裁昭和58年3月23日判決家月36巻6号51頁)。

されて以来、大きな改正がなされていないため、時代に合っていないのはやむを得ないことかもしれないが、制度の背景に想定されているのは、20代後半の夫とそれより少し年下の妻が「法律上の」¹⁴婚姻をし、2人程度の子どもを生み、夫は定年退職までコツコツ働き、専業主婦の妻は夫を支えながら子どもを育て、子どもの独立を見届け、特に大きな夫婦間の危機もなく、男性の平均寿命が短いこともあって少し年上な夫が先に亡くなるまで添い遂げ、残された妻は夫の残してくれた遺産で倓しく生活する、という夫婦像、家族像である¹⁵。

二宮（2013）276頁は、配偶者相続権の根拠である清算と生活保障を説明するに際して、「性別役割分業が支配的な社会の反映であるが、配偶者相続権には、夫婦財産制の終了について何ら規定していない日本の法定夫婦財産制の不十分さを補う役割がある」といい、1980年の改正について、「子どもの出生数

14 大村（2017）63頁は、内縁の場合だけでなく、法律上の夫婦の場合にもアンバランスは存在することに注意を促す。たとえば、婚姻が1年で離婚によって解消された場合は、「夫婦の協力によって形成された財産はほとんどないから」財産分与はほぼゼロとなるであろうが、たとえ1年でも一方配偶者の死亡による解消であれば、他方当事者はその遺産の最低2分の1を取得できるからである。西（2016）69頁は、配偶者相続権の趣旨と財産分与の根拠が清算と生活保障であるという共通の前提は「通説を超えて定説となっており、配偶者相続権に関するあらゆる議論はすべてここから始まっていると言っても過言ではない。すなわち、財産分与との比較から、婚姻期間が短い場合にも2分の1以上という配偶者相続分が一律に保障されていることへの疑問が呈され、配偶者相続権と財産分与との整合性、バランス等の見地から配偶者相続権の改革が主張されている」という。

15 西（2016）57頁は、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた民法900条4号ただし書前段を違憲とした最高裁判平成25年9月4日大法廷決定民集67巻6号1320頁後、「内閣は直ちにこの条項部分を削除する法案を提出したが、その際、与党の一部国会議員から、家族制度や婚姻制度の否定につながる、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるなどの批判が相次ぎ、法務省が生存配偶者（法律婚配偶者）を保護するために相続法制の見直しをすることを条件として、かろうじて法改正が実現したという経緯がある」という。やはり、配偶者相続権は、法律婚主義の帰結であるといえよう。

16 筆者の育った家庭も、父が定年前に独立開業した以外は、まさにこのような家庭である。筆者が生まれる前、そして相続分が改正される前の植松（1971）は、性的役割分業が当然であることを信じて疑われないような記述が多々あり、現代であれば公表すること自体が憚られると思われる、驚愕の内容である。しかし、そこには、当時の「男性（法学者）からみた」夫婦観や家族観が如実に表れているのであろう。

が減少したため、子ども1人あたりと比べて配偶者の相続分が相対的に低下していること、配偶者の婚姻生活における協力と貢献に報いること、生存配偶者の生活の安定を図ることなどを理由とする」と説明する際にも、「ここにも性別役割分業を前提とする主婦の法的保護の意味合いが濃厚に現れている」という(二宮2013:277頁)。

では、いま相続法の、とりわけ配偶者相続権についての改正をおこなうとすれば、従来の配偶者相続権の背景にあった、そして、現代社会を生きるわたしたちが大きなズレを感じるような家族観をも覆すものでなくてはならないのではないか。人口減少の危機を前に、政府が女性の活躍に期待し¹⁷、共働き夫婦が当たり前の家族観にふさわしい配偶者相続権を目指す必要があるのではないか。とはいえ、実際に部会で議論されている内容は、そのようなものとはなっていないようである。

西(2016)67頁は、「改正の原点と目的を確認」するために、以下のような厳しい指摘をする。すなわち、「法務省に対する相続法制見直しの指示と同時に党内に『家族の絆を守る特命委員会』を設置したことからも明らかのように、与党が改正に期待するものは、法律婚の保護・尊重」であり、「ここで念頭に置かれている『配偶者』は、家事、子の育児、舅姑の世話・介護を一身に担って夫と家を支えた妻であろう」と。そして、その妻の「貢献」を相続に反映させる仕組みが、今般、法制審議会で検討されている内容であり、「インフラ不足、費用の高額化等を背景として家事・育児・介護を家庭に委ねざるを得ない現状を直視し、相続の場面で妻の長年にわたる無償労働に報いるという発想は、そのような社会構造を追認してその再生産を促しかねないものであるが、現にこれらに直面している国民からは支持される」という。

以上のような問題点があることに留意しながら、次のⅢで、実際の法制審議会の議論についてみていくこととする。

17 首相官邸HP「すべての女性が輝く社会づくり」http://www.kantei.go.jp/jp/headline/josei_link.html参照。

Ⅲ 中間試案について

(1) 法制審議会民法（相続関係）部会での議論

法制審議会民法（相続関係）部会の議事録や資料¹⁸をもとに、議論の経過をみていく¹⁹。

最初に配偶者の相続権が取り上げられたのは、第3回（2015年6月16日開催）である。この日審議された事項の中で、「配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現」の部分についてみてみる²⁰。

まず、議論の前提として、事務方から、審議の必要性について説明がなされている。それは、「相続人となる配偶者の中には、婚姻期間が長く、被相続人の財産の形成又は維持に多大な寄与をしたという者もいれば、高齢になった後に再婚した場合など、婚姻期間が短く、被相続人の財産の形成又は維持に対する寄与がほとんど認められない者もいるなど、被相続人の財産の形成又は維持に対する貢献の程度は様々であると考えられ」、さらに「近時の高齢化社会の進展、高齢者の再婚の増加に伴い、このような財産形成に対する寄与の程度に関する差異は、拡大する傾向にあるものと考えられ」るが、「現行法上、配偶者の具体的な貢献の程度は寄与分の中で考慮され得るにすぎず、基本的には一律に定められた法定相続分による画一的な処理が行われることとされているため、実質的な公平を欠く場合があるとの指摘」がなされているということである。また、「離婚における財産分与においては、配偶者の貢献の程度を実質的に考慮して財産の分配を行うこととされているため、現行の相続制度は、離婚における財産分与制度との整合性がとれていないのではないかとの指摘もされている」と確認する（3回議事録：1頁〔下山関係官発言〕、部会資料3：1頁）。

そのうえで、配偶者の相続分を定めるにあたって、配偶者の貢献度をより具

18 法務省HP（http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_00294.html）でダウンロードできる。本稿執筆時には第20回まで掲載されていた。

19 部会での審議に先立って、法務省内に設置された「相続法制検討ワーキングチーム」での検討がおこなわれた。そこにおいて2015年1月にまとめられた報告書の内容については、西（2016）59頁以下で詳細に紹介されている。

20 同日に審議された「寄与分制度の見直し」についても、配偶者の貢献を考えるうえで重要な事項ではあるが、今後、寄与分に関する検討をおこなう際に精査したい。

体的に考慮する方策として、2つの方策を提案している。これらの方策は、いずれも、「夫婦の一方がその婚姻中に他方の配偶者の協力を得て形成又は維持した財産」である「実質的夫婦共有財産」と、「当該夫婦の婚姻以前に形成された財産や被相続人が相続によって取得した財産のような、その形成又は維持に他方の配偶者の協力が認められない財産」である「固有財産」とに分けたうえで、「実質的夫婦共有財産については配偶者の取得割合を現行法よりも高くすることによって、遺産全体に占める実質的夫婦共有財産の割合が高い場合には、配偶者の取り分を現行法よりも増やすということを意図したもの」である（3回議事録：1-2頁 [下山関係官発言]，部会資料3：2頁）。

第一の方策は、「遺産分割の手に先行して実質的夫婦共有財産の清算を行う考え方」である。その内容として、「①配偶者は、遺産分割に先立って、相続人に対し、実質的夫婦共有財産の清算を求めることができる」こと、「②実質的夫婦共有財産に属するか否かが明らかでない財産は実質的夫婦共有財産に属するものと推定し、実質的夫婦共有財産の形成又は維持に対する配偶者の寄与の割合は2分の1であるものと推定する」こと、「③配偶者は、実質的夫婦共有財産を清算した後の遺産（被相続人の固有財産及び実質的夫婦共有財産の残余部分）については、現行の法定相続分より減少した相続分を取得する」ことが想定されている（3回議事録：2頁 [下山関係官発言]，部会資料3：2頁）。

①にいう「実質的夫婦共有財産の清算」とは、「離婚における財産分与と同様のものを想定しており、被相続人の積極財産だけでなく、被相続人の債務のうち実質的夫婦共同債務、すなわち実質的夫婦共有財産の形成・維持に起因して負担した債務や夫婦の共同生活を営む上で負担した債務をも考慮して、清算を行うということ」であり、また、「被相続人名義の財産のみならず、配偶者名義の財産についても、その清算における考慮の対象に含まれる」ということになる。このような計算をすることのメリットは、「実質的夫婦共有財産の形成についての配偶者の貢献の程度を具体的に考慮することが可能になるとともに、離婚の場合と死別の場合とを統一的に理解することが可能になる」ことであるが、他方、「現行の遺産分割においては考慮する必要がない被相続人の債務についても清算対象に含まれることとなる上、特定の積極財産や債務が清算対象に含まれるか否かといった点や、その財産の形成又は維持に対

する貢献の有無及び程度について主張・立証が繰り返されるおそれがあるなど、相続に関する紛争の複雑化、長期化が懸念される」というデメリットがある。そのような懸念を軽減するために、②のような推定規定が設けられている（3回議事録：2頁〔下山関係官発言〕、部会資料3：3-4頁）。

第二の方策は、「遺産分割に先行する清算手続を設けるのではなく、飽くまでも遺産分割手続の中で」、「遺産の属性に応じて計算した一定の金額（配偶者加算額）を配偶者の具体的相続分に上乘せする」という考え方である。その内容として、「①一定の計算式により算出された額、すなわち配偶者加算額が積極財産の法定相続分に相当する額を超過する場合には、配偶者の相続分にその超過額を加算した額をもって、配偶者の具体的相続分とする」こと、「②遺産のうち被相続人の固有財産を除いたものを実質的夫婦共有財産とする」こと、「③被相続人の固有財産は、被相続人が婚姻前に有していた財産、被相続人が婚姻後に相続又は贈与等によって無償で取得した財産に限る」こと、「④配偶者は、配偶者加算額の主張をする場合には、寄与分の主張をすることができない」ことが具体的に提案されている。第一の方策を採用した場合の問題点を多少なりとも軽減するために、「実質的夫婦共有財産の形成又は維持に対する配偶者の貢献の程度を2分の1と法定するとともに、配偶者名義の財産を清算対象として考慮しない」のが①、「被相続人の固有財産を限定列举することとして、それ以外の財産は全て実質的夫婦共有財産とみなす」のが②と③、「配偶者が配偶者加算額の主張をする場合には、別途、現行の寄与分の主張をすることはできない」のが④の趣旨であるという（3回議事録：2-3頁〔下山関係官発言〕、部会資料3：4-5頁）。

この方策を採用する場合に問題となるのは、どのような計算式を用いるかということである。一例として挙げられている計算式は、「 a = 財産の属性を考慮した積極財産の取得分(a_2)²¹ - 財産の属性を考慮した相続債務の負担分(a_1)²²」、「 β = 積極財産の法定相続分に相当する額 - 相続債務の法定相続分に相当する額」として、「配偶者加算額 = $a - \beta$ 」で求める（部会資料3：6頁）。

21 a_2 = 実質的夫婦共有財産の2分の1 + (実質的夫婦共有財産の2分の1 + 固有財産) × 現行の法定相続分より減少した法定相続分

22 a_1 = 実質的夫婦共同債務の2分の1 + (実質的夫婦共同債務の2分の1 + 固有債務) × 現行の法定相続分より減少した法定相続分

この計算式を用いる場合、「夫婦の財産形成に対する配偶者の貢献の程度を、より実質的に考慮することが可能になるということができ」るメリットがあるが、「他方、ある積極財産が実質的夫婦共有財産なのか固有財産なのかという点のみならず、ある相続債務が実質的夫婦共同債務なのか固有債務なのかという点も審理の対象にしなければならないことになるため、この点をめぐって紛争が複雑化、長期化するおそれがある」というデメリットがある。そこで、「積極財産のみを考慮して相続債務については考慮しないことも考えられる」が、「このような計算式によると、実質的夫婦共同債務が多額に存する場合には、配偶者加算額が当該配偶者の実際の貢献よりも過大になる事態が生じ得ることになり」、「かえて実質的な公平を害する結果になりかねないといった問題」が生じるとする（3回議事録：3頁〔下山関係官発言〕、部会資料3：6頁）。

これらの提案について、以下のような指摘がなされた（7回議事録：1頁〔合田関係官発言〕²³）。

まず、「問題の所在」に関する総論部分について、現行の寄与分制度や、今後の寄与分の改正では手当できないのか（3回議事録：4頁〔沖野委員発言〕）、配偶者加算分と現行の寄与分との関係はどうなるのか（3回議事録：26-27頁〔垣内委員発言〕）、遺留分制度に与える影響がどのようになるのか（3回議事録：24-25頁〔沖野委員発言〕、25頁〔潮見委員発言〕）について整理検討する必要があるとの指摘があった。婚姻期間が短いなど配偶者の貢献が少ない場合にむしろ現行の法定相続分より取り分を減らすという提案は出てこないのか（3回議事録：5頁〔増田委員発言〕）、逆に、現行の配偶者相続分を「単純に増やす」という提案は出てこないのか（3回議事録：8頁〔潮見委員発言〕）。

23 この後、議論として広がっていくことはないのであるが、1980年に改正された906条について、「そこで新たに入った部分は、各相続人の年齢ですとか心身の状態ですとか生活の状況といったことであり、これは必ずしも現在の問題を考慮しているものばかりではなく、例えば、未成熟子の保護というのも入っていたとは思いますが、これを高齢の配偶者など現在の問題にも非常に有効に使い得るのではないだろうかと思えます。ただ、906条自体が、特に協議分割の場合には法的拘束力を持たないというので、余り意味がないということで検討の対象になっていないのかもしれないけれども、906条の拘束力をもう少し強めるという方向での対応というのものもあるのかなと思いました」（3回議事録：10-11頁〔中田委員発言〕）との指摘も興味深い。

との意見もあった。

また、「考えられる方策」に関する各論部分について、実質的夫婦共有財産と固有財産の両方を原資として取得した財産や、実質的夫婦共有財産と固有財産の両方の性質を含む財産をどのように扱うべきかといった困難な問題が生ずること（3回議事録：10頁〔八木委員発言〕）や、「第二の方策」について、「第一の方策」に比べればシンプルであるが、紛争の複雑化を避けるために、実際にはかなり割り切った考え方を採っているため、「一般の人の目から見た場合に、現行法とどちらが割り切りやすいかという問題」があり、「実質的な公平を図る、図ると言いながら、本当に公平になっているのか」（3回議事録：30頁〔増田発言〕）といった指摘がされた。

続いて、第7回（2015年11月17日開催）では、第3回でなされた指摘を踏まえて、「第1 配偶者の貢献に応じた遺産分割を実現するための方策」として新しい提案がなされた。

まず、第3回で出された「第二の方策」、すなわち「遺産の属性に応じて計算した一定の金額を配偶者の具体的相続分に上乘せするという考え方」を修正した甲案が示された。甲案では、「配偶者の具体的相続分に加算される部分の法的性質を、配偶者固有の寄与分と整理し、現行の寄与分の特則と位置付け」、また、「新たに婚姻後増加額という概念を用い、配偶者の具体的相続分に加算する額の算定を簡易にするという観点から、婚姻時の固有財産の価額や、相続及び贈与によって取得した財産の価額については、これを固定し、これらの財産の価値がその後相続開始時までの間にどのように変容したかという点は考慮しないこと」とする。ただし、「甲案は紛争の複雑化、長期化を避けるという観点から、前回の案よりも更に割り切った考え方を採っているため、事案によっては、かえって相続人間の公平を害する場合が生じ得る」という問題を解消するには至っていない（7回議事録：1-2頁〔合田関係官発言〕）。

次に、乙1案が示された。これは「婚姻成立の日から20年又は30年という一定の年数を経過した後に、その夫婦の間で法定相続分を引き上げる旨の合意があり、法定の方式によってその旨の届出がされた場合には、その合意に基づき、配偶者の法定相続分を引き上げることを認めるという考え方」である。これは、「一般に、婚姻期間が長期に及ぶ場合には、一方の配偶者の財産形成について、他方の配偶者の寄与の程度が高い場合が多く、また、相続開始の時点で配偶者

がともに高齢となっており、その生活保障を図る必要性が高い場合が多い」という理由からである。

とはいえ、「一定の年数の経過によって当然に法定相続分が変動する」ということにすると、「例えば婚姻関係が実質的に破綻しているのに形式的に婚姻関係を継続し、その夫婦の別居期間が長期に及んでいる場合など、被相続人の財産形成に対する配偶者の貢献の程度が低い事案においても、一律に引き上げられた法定相続分が適用されることとなり、かえって相続人間の公平を損ない、財産分与の場合との整合性を欠く結果となるおそれ」があるため、乙1案では、「形式的に婚姻期間だけで法定相続分を変動させることの問題点を回避する観点」から、「婚姻期間経過後に法定相続分の引上げについて、夫婦間の合意があったことを要件とし、夫婦間の合意に婚姻期間が形式的なものではなく、夫婦のいずれにおいても引上げ後の法定相続分に見合う貢献があったことを相互に承認する意味合いを持たせて」いる（7回議事録：2頁〔合田関係官発言〕、部会資料7：2頁）。

さらに、乙2案も示された。これは「被相続人が法定の方式により配偶者の法定相続分を引き上げる旨の届出をしたこと、その婚姻時から一定の年数を経過した後に相続が開始されたことを要件として、配偶者の法定相続分の引上げを認める考え方」であり、「配偶者の法定相続分の引上げの要件として、夫婦間の合意までは要件とせず、被相続人の単独の意思表示で足りる」とする点で、乙1案と異なる。また、乙2案では、「法定の期間経過後でも、単独の意思表示によって届出を撤回することができる」とすることによって、実質的には婚姻関係が破綻しているにもかかわらず、形式的にこれが継続しているような事案に対応すること」が可能である（7回議事録：2-3頁〔合田関係官発言〕、部会資料7：2頁）。

乙1案でも乙2案でも、引き上げ後の配偶者の法定相続分は、「子とともに相続する場合は3分の2、直系尊属とともに相続する場合は4分の3、兄弟姉妹とともに相続する場合は5分の4」となるが、「婚姻期間が長期にわたる場合には、遺産の形成に対する配偶者の貢献の程度が大きく、その後の生活保障の要請が強い場合も多いと考えられ」ることから、「配偶者が兄弟姉妹とともに相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないという考え方もあり得る」という（7回議事録：2頁〔合田関係官発言〕、部会資料7：2頁）。

甲案については、通常の寄与分の場合については、特別受益を考慮するが、配偶者の寄与分では、特別受益は考慮しないこと、また、配偶者の寄与分を考える場合に債務も考慮するが、通常の寄与分を考えるときには、債務は考慮しないこと、この違いは何なのかを整理すべきであるという意見（7回議事録：6-7頁 [潮見委員発言]）があった。

乙1案と乙2案については、「戸籍等の公示資料により、法定相続分の引上げが行われていないかを確認する必要が生じ得る」ということ、相続分「引上げの合意、届出、撤回の有効性という新たな紛争の種が発生する」ということ、「届出等のタイミングは、当事者がコントロール可能である」から、「被相続人の死亡直前に引上げ合意がなされていたが、届出は死亡後になされたために、被相続人の除籍謄本には引上げ合意が記載されていない」など、「戸籍謄本が真実を表示していない可能性があり得る」ということが指摘され、合意や届出を要せず、単に年数の経過のみによって相続分の引上げをおこなうという可能性が示唆された（7回議事録：8-11頁 [浅田委員発言]、関連して11頁・12頁 [窪田委員発言]、22頁 [八木委員発言]、23-24頁 [水野(紀)委員発言]など）。

第11回（2016年4月12日開催）からは、中間試案のとりまとめに向けた議論がおこなわれた。「第2 遺産分割に関する見直し」内の「1 配偶者の相続分の見直し」をみておく。甲案については、第7回に提案された案から変更されていない。乙1案と乙2案も、第7回の案を踏襲したものとなっているが、「被相続人や配偶者の意思によって相続債務の承継割合の変更を認めるのは相当ではない」という指摘があったことから、「一旦、法定相続分を変更した場合には、その後、これを撤回することは認めないということ」に修正されている。そして、新たに乙3案が示された。これは、「婚姻成立の日から一定期間が経過した場合には、当然に配偶者の法定相続分が引き上げられる」という考え方である（11回議事録：15-16頁 [下山関係官発言]、部会資料11：6-8頁）。

乙1案、乙2案、乙3案について、パブリック・コメントを募るに当たって、「枝分かれが多く、一見して分からない」、つまり「これを読んだ人はどこが違うのかということが分かりづらい」ことから、見せ方の工夫をすべきではないか、中身に関しても、乙1案、乙2案、乙3案の「差異というのがどこにあるのかということ」を明記した方が、「国民の立場からしてどれがいいのか」という視点これはある程度、分かりやすい」が、「それに加えて取引第三者から

見てどういう違いがあるのかという視点からの検討に有用」なのではないかとの指摘があった(11回議事録：17-18頁 [浅田委員発言])。

第12回(2016年5月17日開催)も、引き続き、中間試案のたたき台について検討がなされた。甲案については、表現を一部変更した程度で、実質的な変更はされていない。大きな変更点としては、第11回までの乙1案と乙2案が整理され、新たな乙1案となっている。そして、「法定相続分の変更の有無に関する公示方法については、なお検討する」ことと、第11回資料の乙1案では削られた「撤回を認めるか否か」について「パブリック・コメントで意見を聴くべきである」との指摘があった(11回議事録：18-19頁 [増田委員発言]、20頁 [南部委員発言])ことから、なお検討することとが、注記されている。

次に、第11回資料で追加された乙3案は、乙2案となった。第11回で、「例えば夫婦が長期間別居していた場合など、配偶者が夫婦の財産形成に貢献したとは言えないような場合に、当然に法定相続分を引き上げることの相当性について疑問が呈され、適用除外を定める必要があるのではないか」という指摘がなされたが、乙2案は乙1案とは異なり、「一定の期間の経過だけで当然に法定相続分が引き上げられるという基準の明確性がメリットである」から、これに適用除外を設けると、そのメリットが相当程度減少することになり、乙1案よりも「むしろ基準が不明確になるという不都合性がある」という。また、「適用除外を認めることとした場合には、その要件をどのように設定するかという点も問題」になり、たとえば「別居中の婚姻関係が実質的に破綻していたか否かといった実質的な要件を付加しなければならないことになる」とも考えられるが、「このような実質的な要件を設ければ、その有無をめぐる配偶者と他の相続人と間で主張立証が繰り返され、遺産分割の手续が長期化、複雑困難化するおそれ」があることから、適用除外事由を具体的に示すことはせず、問題点のみが注記されたようである(12回議事録：7-8頁 [満田関係官発言]、部会資料12：6-8頁)。

変更された乙1案と乙2案については、その記述が、部会に参加していない者には非常にわかりにくいことが指摘された(12回議事録：10頁 [増田委員発言] など)。

第13回(2016年6月21日開催)では、甲案、乙1案、乙2案いずれも実質的な変更はなく、表現についての修正がおこなわれた(13回議事録：6頁 [下山

関係官発言], 部会資料13: 5-6頁)。

(2) 中間試案の内容とその後

第11回から第13回までの議論とほぼ同内容であるが、改めて中間試案(2016年6月21日決定)についてみておく。

なぜ配偶者の相続分の見直しが必要か、という点については、中間試案補足説明において次のように説明されている。「相続人となる配偶者の中には、婚姻期間が長く、被相続人と同居してその日常生活を支えてきたような者もいれば、老齢になったのちに再婚した場合等婚姻期間が短い者もおり、また形式的には婚姻期間が長期にわたる場合であっても、別居期間が長く実質的な婚姻生活はそれほどなかったような者もいるなど、被相続人の財産の形成又は維持に対する寄与の程度は様々で」あるが、「相続の場面では、被相続人の債権者等第三者の利益にも配慮する必要があり、また、一般に紛争当事者が離婚の場合よりも多くなることから、権利関係を画一的に処理する必要性が高い」ため、「現行の相続制度では、配偶者の具体的な貢献の程度は寄与分の中で考慮され得るにすぎず、基本的には法定相続分によって形式的・画一的に遺産の分配を行う」ほかない。これでは、「高齢化社会の進展」、「高齢者の再婚の増加」といった社会情勢の変化に対応できず、実質的公平を欠くだけでなく、「実質的共有財産の清算」や「生存配偶者の生活保障」という根拠をほぼ同じくする離婚時の財産分与においては、「配偶者の貢献の程度を実質的に考慮して財産の分配」がおこなわれることから、現行の相続制度は財産分与制度との整合性がとれていないとされるからである。これらを踏まえて、「配偶者の相続分を定めるに当たり、配偶者の貢献の制度を現行法以上に反映させることを可能にする方策」が検討されたとする(中間試案補足説明: 15-16頁)。

そのうえで、甲案、乙1案、乙2案が示された。

まず、甲案は、「被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方」によるもので、「計算式(a + b)により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分を超える場合には、配偶者の申立てにより、配偶者の具体的相続分を算定する際にその超過額を加算することができる」とする。計算式において、「a = (婚姻後増加額) × (法定相続分より高い割合)」であり、「b = (遺産分割の対象財産の総額

－婚姻後増加額) × (法定相続分より低い割合)」である²⁴。

次に乙1案は、「婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦の合意により〔被相続人となる一方の配偶者の意思表示により他方の〕配偶者の法定相続分を引き上げること認める考え方」によるもので、「900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に、その夫婦が協議により配偶者の法定相続分を引き上げる旨〔被相続人となる一方の配偶者が他方の配偶者の法定相続分を引き上げる旨〕を法定の方式により届出たとき」に、配偶者の相続分は以下ようになる。同順位相続人が子の場合は3分の2、直系尊属の場合は4分の3、兄弟姉妹の場合は5分の4であるが、兄弟姉妹には法定相続分を認めないという考え方もあると注記された。

乙2案は、「婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分を引き上げられるとする考え方」によるもので、「900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、相続開始の時点で、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過しているとき」に、法定相続分が乙1案と同様になる(中間試案：4-6頁)。

この中間試案について、2016年7月12日から同年9月30日までの期間に、パブリック・コメントの手続きがとられた²⁵。

第14回(2016年10月18日開催)では、パブリック・コメントの結果を受けて、以後の検討の方向性について話し合われた。

パブリック・コメントの概要をみると、まず、総論部分について、「婚姻期間が長期に及んでいる場合には、生存配偶者が高齢になっていることが多く、他の相続人と比較して生活保障の必要性が高い」などの理由で、賛成する意見

24 なお、「婚姻後増加額 = $x - (y + z)$ 」とされる。「 x = 被相続人が相続開始時に有していた純資産の額」、「 y = 被相続人が婚姻時に有していた純資産の額」、「 z = 被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額」である。また、「純資産の額 = (積極財産の額) - (消極財産の額)」となる。

25 朝日新聞2016年6月22日付朝刊3頁「相続 配偶者優遇する案」などメディアでも紹介された。また、パブリック・コメント手続き後には、朝日新聞2016年10月19日付朝刊3頁「配偶者の相続優遇案 修正へ」において、パブリック・コメントを募ったところ、反対意見が相次いだため、法務省が「配偶者の法定相続分を引き上げる」という部分について大幅に修正する方針を固めたことが報じられた。

も複数あった一方で、「配偶者の相続分の引上げという見直しの方向性自体に反対する意見が多数を占めた」という。たとえば、「現行制度以上に引き上げなければならないとする立法事実が明らかでない」、「被相続人の財産形成に貢献し得るのは配偶者だけではなく、それ以外の相続人や、さらには内縁関係にある者にも貢献が認められることがあり得るのであって、配偶者の相続分のみを一律に増加させることは相当でない」、「夫婦の関係や配偶者の貢献の程度は様々であって、そのような差異を過不足なく反映する制度を設計することは困難であり、配偶者の貢献を相続において考慮するためには、一律に配偶者の相続分を引き上げるのではなく、遺言や寄与分制度など、他の方法による方が妥当である」といった意見があった（14回議事録：12頁〔下山関係官発言〕、部会資料14：4-5頁）。

次に、各論部分についてであるが、甲案については、一定の計算式に基づいて婚姻後増加額を算定することから、「【乙案】よりも事案ごとに具体的妥当性のある結論を導き出すことが可能である」、「法定相続分に変更を加えず、相続債務の承継割合に影響を与えない点において【乙案】よりも妥当である」といった少数の賛成意見もあったが、全体としては反対意見が大勢を占めたようである。たとえば、「夫婦が別居している場合など配偶者の具体的な貢献が認められない場合であっても、被相続人の純資産額が増加していれば、配偶者の具体的相続分が増加するなど、この制度は、配偶者の貢献を実質的に評価して、相続人間の公平を図る制度には必ずしもなっていない」、「婚姻後増加額の算定が極めて困難であり、特に配偶者以外の相続人が適切にこれを主張・立証することは、事実上不可能ではないか」、「婚姻後増加額の算定をめぐって紛争が極めて複雑化、長期化するおそれがある」といった意見があった。

乙1案については、甲案よりも簡明であるとか、乙2案よりも「当事者の意思を根拠とする点で配偶者の貢献を適切に評価し得る」といった賛成意見も複数寄せられたようであるが、やはり反対意見が多数を占めたようである。たとえば、「届出の有効性について被相続人や配偶者の意思能力の有無が問題とされ、紛争が複雑化・長期化するおそれがあること」、「当事者の意思によるのであれば、遺言や相続分の指定など現行の制度によれば十分であること」、「各相続人の債務の承継割合も変化するため、相続債権者に予期せぬ不利益を与えるおそれがあること」などの意見があった。

乙2案については、「一定期間の経過のみを要件としている点で国民にとって理解しやすい」、「現行法よりは配偶者の貢献を考慮することができる」などといった賛成意見もあり、中間試案で提案された3案の中では「最も賛成する意見が多かった」とされるが、やはり反対意見が多数を占めたようである。たとえば、「一定期間の経過のみを要件としているために、夫婦関係が破綻しているなど配偶者の貢献が認められないような場合であっても、配偶者の法定相続分及び遺留分が増加することとなり、相続人間の公平を害する」、「このような結論を回避するために適用除外事由を設けるということになれば、この案の利点であった簡明性が減殺されてしまい、紛争の複雑化、長期化を招くことにもなる」といった意見があった。

その他にも、「一定期間が経過した場合に配偶者の法定相続分を増加させるのであれば、婚姻期間が短期間である配偶者の法定相続分は現行法よりも引き下げるべきである」という意見や、乙1案と乙2案に注記した「兄弟姉妹には相続分を認めない考え方もある」という部分について、「このような場合であっても兄弟姉妹の法定相続分を一律に否定する必要性はなく、遺言によって全財産を配偶者に相続させることが可能である、仮にこのような場合に兄弟姉妹に法定相続分を認めないと、それぞれ兄弟姉妹がいる夫婦が順次死亡した場合に、夫婦のうち後に死亡した者の兄弟姉妹が夫婦の全遺産を相続するという不当な結果となる」という反対意見があった(14回議事録:12-13頁〔下山関係官発言〕、部会資料14:5-6頁)。

第15回(2016年11月22日開催)では、大きな方針転換があった。配偶者の相続分の引上げにはパブリック・コメントにおいて否定的な意見が多かったが、第14回に「配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活保障の必要性が高まっており、そのような観点から配偶者保護のための方策を検討すること自体は必要かつ有益であり、この段階で検討を断念するのは時期尚早ではないか、別案も含めて検討すべきではないかとの意見が相次いで出された」こと、「配偶者の貢献を相続という場面で評価するのは限界があり、生前贈与を促進する方向での検討もされるべきではないかとの指摘もされた」ことから、新しい案が示されたのである。具体的には、「婚姻期間が20年以上の夫婦が配偶者に対し、居住用不動産を遺贈又は贈与した場合に、民法903条3項の持戻し免除の意思表示を推定する規定を設け」というものである。この案は、配偶者の生

活保障という目的こそ配偶者の相続分の引上げと同じであるが、共有財産の清算とはいえないであろうし、まったく手法の違う、別の論点となってしまったと考えるため、本稿で取り扱う部会での議論は、ここまでとする。

(3) 検討

結局のところ、中間試案で示された配偶者相続分の見直しは、パブリック・コメントで国民のコンセンサスを得ることができなかったことや、その後の審議会が代替案が浮上したことによって、実現が難しいであろう²⁶。大幅な修正をおこなうか、もしくは、別のアプローチによって配偶者の保護を試みることになると思われる。

では、どのような方法がよいであろうか。

西（2016）77頁は、「現行法も改正案²⁷も、被相続人の死亡後にすべてを持ち越すという点では同じであり、結局、配偶者が先に死亡しない限り現実化しない権利の強化・適正化によって解決を試みようとしている点」が問題であるという。そのうえで、「配偶者が婚姻解消を待たずに財産を取得できる道を用意すべきではないだろうか。より早い時期に財産を手にすることは、当事者に安心感や満足感を抱かせるだけでなく、いままで自分の意思のみで誰にも遠慮せずに自由に使用できる財産が少なかった専業主婦・主夫に消費、起業等のチャンスを与え、ひいては経済の活性化につながるかもしれない」という。

また、この場合には「内助の功の恩恵を受けた者が生存しているため、その立証が容易であるだけでなく、より実情に即した算定が可能となり、将来の相

26 水野（2016）53頁は、パブリック・コメントを受けて、「現行法よりも配偶者相続権を弱体化することは予定されていない一方で、配偶者の寄与という以上の配偶者保護の正当化根拠についてコンセンサスができていなかったこと」と、「債権債務の清算、特別受益の持戻し、遺言の実行、遺留分減殺請求、遺産分割などの手続」が「ばらばらに行われ、論理的にも説明がつかないばかりか、管轄も地方裁判所と家庭裁判所に分断される」ような日本相続法の制度的不備（水野2016：51頁）により、「相続財産の法定相続分による対外的取引などの運用が機械的に行われていることが、これらの反対意見の背景にあるだろう」として、「配偶者相続分見直しの実現は難しいように思われる」という。

27 ここでいう改正案とは、部会の前身ともいえる相続法制検討ワーキングチームによるものと、中間試案を発表する前の部会での議論である。

続人にとっても納得しやすい結果になるという利点もある」という。この利点については、異論はない。部会の第3回で示された「第一の方策」は、相続に先立って財産分与がおこなわれる案であったが、この案でも、「内助の功の恩恵を受けた者」はすでに死亡しており、生存配偶者が自己の貢献度を主張立証しようとしても、他の相続人に受け入れられないおそれがある。よって、夫婦のうちどちらかが死亡する前に相続のことを話し合っておく、という事は、とても理想的であるといえよう。

ただし、この場合の問題は、話し合っておくことを決めた時より家族が増えるかもしれないし、夫婦の経済状況が著しく変化するかもしれないという点である。さらにいえば、夫婦関係が円満なままで一方配偶者が死亡するとも限らないのであるから、いついかなる時期に話し合いをするかということが問題となる。西(2016)78頁は、1980年改正では見送られた法定夫婦財産制の共有制への移行²⁸や、別産制の場合の762条による方法に触れながら、「さしあたり、しばしば指摘されるように、配偶者の貢献を事務管理、不当利得、もしくは賃金・報酬としての請求等、当事者間の契約的処理によって随時、一定の時期または定期的に清算することで対処することになるか」という。

部会長である大村(2017)63頁以下も、共有制導入の挫折に触れながら、離婚の際には財産分与、死別の場合には配偶者相続権、とセットで語るのには、あまり合理性のある制度ではなく、「理論的には、夫婦の財産関係の清算と相続の問題を切り離す必要がある」から、「現行法を出発点とするならば、離別・死別どちらについても、まず財産分与を行い、その上で、死別の場合には、配偶者相続分を認めるという方向を考えるべきだろう」という。そして、具体的な立法論として、夫婦双方について婚姻時と解消時の財産状態を計算し、「これがプラスである場合には、それぞれ相手方に対してその2分の1を請求できると考えるべき」であるとするが、立法の手法としては、「夫婦財産制の改正」や「財産分与の改正」を挙げている。

辻(2006)274頁は、「少子高齢化が進む社会においても、現行の配偶者の法定相続分は是認できる」という。それは、「生存配偶者の生活保障」は「相続

28 1980年改正で夫婦財産制が改正されなかったことについては、中川=泉(1992a)178頁など。

制度だけが担うべき問題」ではなく、「子と共同相続人である場合の配偶者の法定相続分が二分の一というのは、相続財産の利用・管理行為が共同相続人の多数決で決するのが原則ということからしても（252条参照）、配偶者が決して少数派にはならないという地位が保障されている」からであるという。そのうえで、「少子高齢社会の相続制度においては、被相続人の意思が最大限に尊重されなければならないとしたら、法定相続制度はあくまでも遺言制度を補完するものであるという色彩がますます強く」なり、「被相続人が配偶者の相続分の増減を図りたい場合には、遺言制度を積極的に利用すべき」であるとする。

浦野（2017）11頁は、「法定相続制度はある意味不公平であることを免れない制度」であるが、「公平な財産分配を実現するのは第一次的には被相続人であって、法定相続はあくまでも被相続人の意思が示されなかった場合の補充的な制度にすぎない」から、「相続の場面で配偶者の貢献を適正に反映させることは、法定相続制度の改正によってではなく、被相続人による生前・死後の財産分配の方法を整備し、充実させることによってこそ、よりよく実現されるのではないだろうか」という。そのために、遺言を活用することが必要²⁹であり、「夫婦間での合意による遺産分配を実現する方法として、夫婦間の共同遺言の可能性も検討されてもよいかもしれない」とする。

そもそも、「相続制度」とは何かということに立ち返ってみれば、その前提となるものは「私有財産制」の尊重である（近江2015：217頁）。人が働いて蓄えた「財」が、死後、「国庫に帰属するのではなく、私有財産制の延長として、自分の親族に承継される」ということである（近江2015：218頁）。そこで、わが国では、「遺言相続を原則とし、遺言がされなかった場合の補充基準として、法定相続制度が存在している」のであるが、わが国では、「遺言」をする慣習が一般化していないため、「法定相続が、事実上原則化している」といわれているのである（近江2015：219頁）。

とはいえ、やはり、被相続人の意思は最大限、尊重されるべきであろう。そのためには、被相続人が生前に、遺言に比べて簡易な方法で自己の意思を表明

29 「夫婦間の生前贈与等を促進・優遇する方策（税制等も含む）の充実」のために、「生前処分」も必要であり、第15回部会で提案された「配偶者に対する持戻し免除の意思表示の推定規定の導入」もその方向での対応として評価している（浦野2017：11頁）。

し、自己の財産の形成に協力してくれた配偶者により多くの財産を相続させることができるような制度を整備することができればよいわけである。そうであるとすれば、中間試案の乙1案を採用するのが、現実的なのではないであろうか。そして、さらにいえば、部会の第7回や第11回で示された、旧乙2案、つまり、配偶者相続人の意思は関係なく、20年または30年という時間の経過と被相続人の単独の意思表示のみで配偶者相続分を変更できるようにすべきであろう。

被相続人の単独の意思表示のみでよいとするのは、「自分の人生に貢献してくれたからたくさん相続させよう」と「評価」するのは、被相続人の主観によるからである。また、上述したように、第3回で示された「第一の方策」を採用すれば、被相続人の死亡後に配偶者相続人が自己の貢献を申告することになり、より争いが長期化・複雑化すると思われるし、中間試案の甲案は複雑すぎて一般的な国民には理解しにくいと思われるからである。なお、期間については、相続税法21条の6³⁰に合わせて20年とした方がわかりやすい。遺言より簡易な意思表示方法や公示方法については、さらなる検討が必要である。

IV おわりに

本稿においては、紙幅の関係もあり、配偶者相続人の相続分の見直しに関する部分のみ検討するに留まった。

しかし、検討の過程で、現代に生きるわたしたちが感じる「家族観」に関するキーワード、たとえば、少子高齢化、離婚の増加、再婚の増加、シングルファーザーやシングルマザー、ステップファミリー、子を持たない夫婦、晩婚化、生涯独身者の増加、などを思いつくまま挙げていくと、それらはやはり、従来の相続制度を支えてきた「家族観」とは大きくかけ離れており、新しい家族観に寄り添った相続制度の構築が急がれるとの思いを強くした。もちろん、カップルの数だけ、家族の数だけ、さまざまな事情があるため、すべての場合に、被相続人の意思を尊重し、夫婦の財産を公平に分配し、残された家族の生活を保障することは困難であるし、相続制度をいたずらに複雑にすることは避

30 婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与をおこなう場合、基礎控除110万円のほかに2000万円まで贈与税が非課税とされる制度。

けなくてはならないが、なるべく多くの家族に相続の争いの起こらない方策を、今後も模索していかなければならないであろう。

その手初めとして、次には、部会で議論されている論点中、「第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」について考察することが、現代社会における多様な家族を想定した相続制度を構築するにあたって、非常に重要であろう。

〈参考文献〉

- 相磯まつ江（1987）「介護始末記 熟年者の再婚と相続分“配偶者の相続分は二分の一”がもたらす問題」時の法令1303号39-50頁。
- 遠藤みち（2016）「『配偶者相続分の見直し』を考える」税務弘報64巻13号45-48頁。
- 半田吉信＝鹿野菜穂子＝佐藤啓子＝青竹美佳（2017）『ハイブリッド民法5 家族法〔第2版補訂〕』法律文化社。
- 石井亮（2016）「配偶者の“居住権”新設や相続分見直しへ 相続法改正中間試案の要点解説」ビジネス法務16巻10号78-81頁。
- 小林章子（2017）「民法改正議論の最新動向（特集 幕が上がった“大相続時代”）」金融財政事情68巻18号27-31頁。
- 窪田充見（2016）「報告(3) 相続法改正をめぐる動向—相続人の貢献等が相続において有する意味を中心に—（第32回日本家族（社会と法）学術大会シンポジウム）」家族（社会と法）32号53-63頁。
- 前田陽一＝本山敦＝浦野由紀子（2017）『民法Ⅳ 親族・相続〔第4版〕（LEGAL QUEST）』有斐閣。
- 松久和彦（2011）「配偶者相続権——夫婦財産の清算との関係を中心に——」棚村政行＝小川富之編集代表『中川淳先生傘寿記念論集 家族法の理論と実務』日本加除出版533-561頁。
- 松川正毅＝窪田充見（2016a）『新基本法コンメンタール 相続』（別冊法学セミナー245号）30-31頁 [幡野弘樹]。
- （2016b）『新基本法コンメンタール 相続』（別冊法学セミナー245号）54-58頁 [木村敦子]。
- 松倉耕作（1980）「配偶者の相続権」中川善之助先生追悼現代家族法体系編集委員会編『現代家族法体系4（相続Ⅰ）相続の基礎』有斐閣182-204頁。
- 水野紀子（2016）「日本相続法の構造的問題と配偶者相続権の見直し（特集『民法（相続関係）等の改正に関する中間試案』が税制に与える影響）」税研32巻4号48-54頁。
- 中川忠晃（2008）「配偶者相続——夫婦財産制とのかかわりにおいて」松原正明＝右近健男編『新家族法実務大系第3巻 相続〔1〕—相続・遺産分割—』新日

本法規出版17-28頁.

中川善之助=泉久雄編 (1992a)『新版 注釈民法²⁶ 相続(1)』有斐閣141-210頁 [高津一郎].

———— (1992b)『新版 注釈民法²⁶ 相続(1)』有斐閣270-285頁 [中川良延].

二宮周平 (2013)『家族法 [第4版] (新法学ライブラリ=9)』新世社.

西希代子 (2016)「第2章 相続分 3 配偶者相続権——相続法改正の動向と課題」
水野紀子編『相続法の立法的課題』有斐閣57-80頁.

大村敦志 (2017)『新基本民法8 相続編 遺産管理の法』有斐閣.

近江幸治 (2015)『民法講義Ⅶ 親族法・相続法 [第2版]』成文堂.

副田隆重=浜村彰=棚村政行=武田万里子 (2017)『ライフステージと法 [第7版]』
有斐閣.

橘勝治 (1980)「配偶者の相続分の引上げと寄与分」時の法令1094号5-10頁.

谷口知平=久貴忠彦編 (2013)『新版 注釈民法²⁷ 相続(2) [補訂版]』有斐閣139-158
頁 [有地亨=二宮周平].

床谷文雄=犬伏由子 (2010)『現代相続法』有斐閣.

辻朗 (2006)「少子高齢社会と相続法上の課題——配偶者相続権を中心として——」
法政論叢43巻1号270-284頁.

常岡史子 (2011)「特集 民法の基礎Ⅲ 財産分与と配偶者相続権」法学教室369号13-
17頁.

内田貴 (2004)『民法Ⅳ 親族・相続 [補訂版]』東京大学出版会.

植松正 (1971)「裁判トピックス 配偶者の相続分」法律のひろば24巻9号54-56頁.

浦野由紀子 (2017)「配偶者の居住権保護・相続分見直し (特集 相続法制の見直し
に向けた課題)」論究ジュリスト20号5-11頁.